

公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(略称:全脊連、Spinal Injuries Japan)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2 本会は、総会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、脊髄損傷者及び障害者の権利を擁護し、自立と社会参加を支援するとともに、医療及び介護制度の充実を図り、これらの施策を総合的かつ計画的に推進する事業を行い、もって広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 脊髄損傷者並びに障害者に関する事業

(i) ピアサポート相談支援事業

(ii) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(iii) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

(iv) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(v) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センターを運営する事業

(vi) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(vii) 障害者福祉に関わる調査研究と学習会及びセミナーの開催事業

(2) 内外の関連団体との連携及び交流

(3) 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業

(4) 労災事故の被災労働者及びその遺族等に対する援護並びに労災補償に関する相談指導及び援助事業

(5) 障害者の自立と社会参加に関する情報提供及び啓発事業

2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

3 前2項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(構成)

第6条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は法人・団体であつて、第8条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

(種別)

第7条 本会の会員は次の3種類とする。

- (1) 一般会員、本会の目的に賛同する個人で障害当事者とその家族及び本会の設立目的に賛同し、共に事業を進める者。
- (2) 賛助会員、本会の事業を賛助するために入会した法人、団体並びに個人
- (3) 支援会員、本会の目的に賛同し、その事業及び会務に協力また支援するために入会した、医療、リハビリ、介護、看護、情報処理技術、弁護士、行政書士、経理等の専門知識・技能をもつて無償で支援を行う法人、団体並びに個人。

2 本会の社員は、各支部に1名を基礎数とし、一般会員数30名を単位に除した数に1名を加えた数で支部ごとに選出される代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。ただし、端数の取扱いは別に定めるところによる。

3 代議員の選出は、各支部ごとの一般会員の選挙によつて行う。代議員の選出方法については、総会において別に定める代議員選出規程による。

4 代議員は、一般会員の中から選ばれることを要する。一般会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

5 第3項の代議員選挙において、一般会員は、他の一般会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

6 第3項の代議員選挙は、各支部ごとに4月又は5月に実施し、代議員の任期は、その年の定時総会の終了の日の翌日から、任期の始期が属する年の2年後の定時総会の終了の日までとする。ただし、代議員の選任がその年の定時総会の終了後となつたときは、代議員の任期は、選任の日から、他の代議員が任期を満了する日までとする。また、代議員が総会決議の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法278条第1項に規定する訴えの請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、あらかじめ、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する日までとする。

- 8 前項により補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項を併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位。
- 9 第7項の補欠の代議員の任期に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員及び補欠の代議員は、第10条の会員資格を喪失したときは、代議員又は補欠の代議員の資格を失う。
- 10 一般会員は法人法に規定された次に掲げる会員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項権利(議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 11 理事、監事はその任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての一般会員の同意がなければ、免除することができない。
- (入会資格の取得)
- 第8条 一般会員、賛助会員又は支援会員として入会しようとするものは、理事会の定めるところによる申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- (会費)
- 第9条 一般会員は、本会の活動経費に充てるため、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費規程により、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費及び賛助会費については、その2分の1以上は、公益目的事業のために充当するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失による権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 3 章 総会

(種類)

第 14 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(構成)

第 15 条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前条の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 16 条 総会は法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を議決する。

- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 18 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外は、議決することは出来ない。

(開催)

第 17 条 定時総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員から、代表理事に対

し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した、招集の請求があったとき。

(招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項の通知を 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 21 条 総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第 49 条第 2 項各号に列挙された事項及びこの定款に定めのある場合については、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により行う。

(書面等による議決権の行使)

第 22 条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項に書面又は電磁的方法をもって議決権の行使ができる。

2 前項の場合における前 20 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

第 23 条 理事が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が代議員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印する。

第 4 章 役員

(役員の種類及び定数)

第26条 本会に次の役員を置く。

理事 10人以上 14人以内。

監事 2人以上 3人以内。

2 理事のうち、1人を代表理事（理事長と表記することも可とする）とし、8名以内を法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は総会の議決によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は理事会において選任する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事の中から副代表理事（副理事長と表記することも可とする）2名以内、常務理事（専務理事と表記することも可とする）3名以内を選任することができる。

5 理事のうち7名以内をブロック担当の理事とすることができる。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁（内閣府）に登記事項証明書を添えて届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の業務の執行に参画する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定める本会の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 ブロック担当理事は、ブロック会の運営を統括する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の業務並びに財産会計の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要な時は発言をすること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるときは、これを総会、及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をする必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 30 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 31 条 役員は、いつでも総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第 32 条 理事・監事等の役員に対しては、総会において定める役員報酬規程の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支弁をすることができる。
- 3 常勤の役員退職慰労金については、総会において定める役員報酬規程に基づくものとし、支給額については理事会において定めるものとする。

(役員責任)

第 33 条 本会は、役員法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、第 7 条第 11 項の規定にかかわらず、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(設置及び構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任並びに解職

(開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 29 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号前段に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項等を記した書面をもって、少なくとも 7 日前までには通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案の可決をする旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

た場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

(理事会運営規程)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 6 章 業務執行理事会

(構成)

第 44 条 業務執行理事会は、代表理事及び業務執行理事をもって構成する。

(業務執行理事会の役割)

第 45 条 業務執行理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会の議論に資する計画の立案等

(業務執行理事会運営規程)

第 46 条 業務執行理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める業務執行理事会運営規程による。

第 7 章 任意の機関

(委員会)

第 47 条 本会の事業を推進するため、必要がある時は、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

(顧問)

第 48 条 本会に、任意の機関として、10 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じ、必要な助言を行う。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、原則として無償とする。但し業務を伴うものについては、費用を支弁することができる。

第 8 章 ブロック会

(ブロック会)

第 49 条 本会は、総会の議決を経て、次の 6 地域にブロック会を置くことができる。

北海道東北、北越、関東甲信、近畿東海、中四国、九州。

- 2 ブロック会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定めるブロック会運営規程による。

第9章 都道府県支部

(支部組織)

第50条 本会は、総会の議決を経て、1の都道府県に1又は2以上の支部、若しくは2以上の都道府県に1の支部を置くことができる。

- 2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める支部運営規程による。

第10章 財産及び会計

(財産の管理・運営)

第51条 本会の財産の管理・運営は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める経理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本会の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事が作成し、毎事業年度の開始の前日までに理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 第1項に定める書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

- 3 第1項に定める書類は、主たる事務所に当該事業年度開始の前日から終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において、承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び附属明細書
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書
- (4) 財産目録

- 2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 本会は、第1項に定める総会の終了後直ちに、法令に定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

- 4 第1項各号の書類は、5年間主たる事務所及び従たる事務所に備置するとともに、情報公開規程に基づく請求があるときは公開し、法人の運用するこのホームページにおいても公開するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分及び譲り受け)

第54条 本会が長期借入金(当該年度の収入をもって返済するものを除く。)をしようと

するときは、総会において、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分及び譲受けを受けようとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。
- 3 本会が公益目的事業の遂行上必要な財産と定めて取得した財産は、特定費用準備資金等取扱規則に基づき管理運営を行う。

(会計原則等)

第 55 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める経理規程に定めるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱い、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、総会において総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 57 条 本会は、総会において、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 58 条 本会は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号～第 7 号までに規定する事由のほか、総会において、代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産残額の寄付)

第 59 条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ケ月以内に、総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(残余財産の処分)

第 60 条 本会が、解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 61 条 本会の主たる事務所に事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の所管は、常務理事の事務局担当の理事が代表理事の任命を受け所管する。
- 4 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長並びに重要な職員の任免は、代表理事が、理事会の承認を経て行うものとする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務局には、法令に定めるところにより次の帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 社員の名簿及び社員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるもののほか、定款第 63 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 1 3 章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第 63 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 64 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第 65 条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第 1 4 章 補則

(委任)

第 66 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 妻屋明、大濱眞、赤城喜久代、玉木一成、佐々木清美、澤藤充教、小島正志、市川博、伊藤満、廣島雄偉、小林光雄、飯塚智宏、土谷勉、松井保偉、珍行美貴夫、白川長廣
監事 鈴木一成、山崎昇
- 4 この法人の最初の代表理事は妻屋明とする。最初の業務執行理事は、大濱眞、赤城喜久代、玉木一成、佐々木清美、澤藤充教、小島正志、市川博、伊藤満とする。

附則

- 1 この定款は、2018 年 6 月 9 日から施行する。ただし第 8 章 第 49 条に関しては 2019 年 4 月 1 日から施行する。また第 4 章 第 26 条第 1 項に関しては、同章 第 30 条に基づいて 2019 年度中に到来する役員の任期が満了したときから施行する。

附則

- 1 この定款は、2019 年 4 月 15 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、2019 年 6 月 23 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、2020 年 6 月 7 日から施行する。

附則

1 この定款は、2021年6月6日から施行する。

附則

1 この定款は、2023年6月10日から施行する。